

中国企業の海外進出

— 「走出去」戦略の理念と実際 —

鎌田文彦

目次

はじめに	4 第12次5か年計画(2011年-2015年)
I 「引進來」政策の展開	III 「走出去」戦略の展開
II 「走出去」戦略の理念	1 バックアップ政策
1 「走出去」の登場	2 対外直接投資の推移
2 第10次5か年計画(2001年-2005年)	IV 「走出去」戦略の意義
3 第11次5か年計画(2006年-2010年)	おわりに

はじめに

21世紀に入り、中国は、従来の外資導入政策に加えて、中国資本の積極的な海外進出を国家戦略として打ち出し、対外直接投資を増大させている。中国の改革開放政策は、基本的に外国資本を国内に招き入れ、その活力を梃として、目覚ましい経済発展を中国にもたらしてきた。この「引進來」(取り入れる、導入する)と呼ばれる政策は維持しながらも、一方で「走出去」(打って出る、歩み出る)と呼ばれる対外進出戦略を、現在の中国は積極的に推進しているのである。本稿では、日本再生の論議に資することを念頭に置きながら、そのような最近の中国の動向を紹介することとする。

I 「引進來」政策の展開

1978年12月に開催された中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議(11期3中全会)で、経済の近代化を最優先するとの方針が確認された。この11期3中全会は、鄧小平が中国の最高実力者の立場を確立した会議としても知られており、中国の改革開放政策の出発点と位置づけられている⁽¹⁾。

以後、中国は、それまでの「自力更生」路線を放棄して、積極的な対外開放政策に乗り出した。経済発展と近代化のために、積極的に海外からの融資を受け入れ、また外国企業の国内への直接投資を認めて、先進国の先端技術の移転を促した。このような対外開放の拠点として、1980年10月には、深圳(シンセン)、珠海(シュカイ)、汕頭(スワトウ)、厦門(アモイ)を、経

(1) 以下の中国における改革開放政策の展開については、鎌田文彦「建国60周年を迎える中国—「社会の調和」実現のための課題と展望—」『レファレンス』704号, 2009.9, pp.25-36. 参照。

済特区に指定し、大幅な自主権と免税等の特権を与えて、西側の資本と技術の受け皿、貿易と生産の拠点、中国の対外開放政策の象徴とした。1984年には、沿海14都市も対外開放された。こうして、外国企業と国内企業による合弁企業の設立などの形態をとって、外資の導入が精力的に推進されるようになった。

1987年10月に開催された中国共産党第13回大会では、当時の総書記であった趙紫陽が、中国は社会主義の初級段階にあり、この段階は長期にわたって継続するとの観点を打ち出した。それはまた、社会主義社会における市場の役割を肯定する内容も含んでいた。

1989年4月に前党総書記の胡耀邦が死去すると、各地で追悼活動が行われ、天安門広場へのデモ行進が行われた。その背景には、政治体制改革が遅々として進展しないことに対する知識人達のいらだちがあった。天安門での民主化要求運動が高揚したが、それに対して、6月4日に人民解放軍による弾圧がなされ、趙紫陽は失脚し、替って江沢民が総書記の地位に就いた。

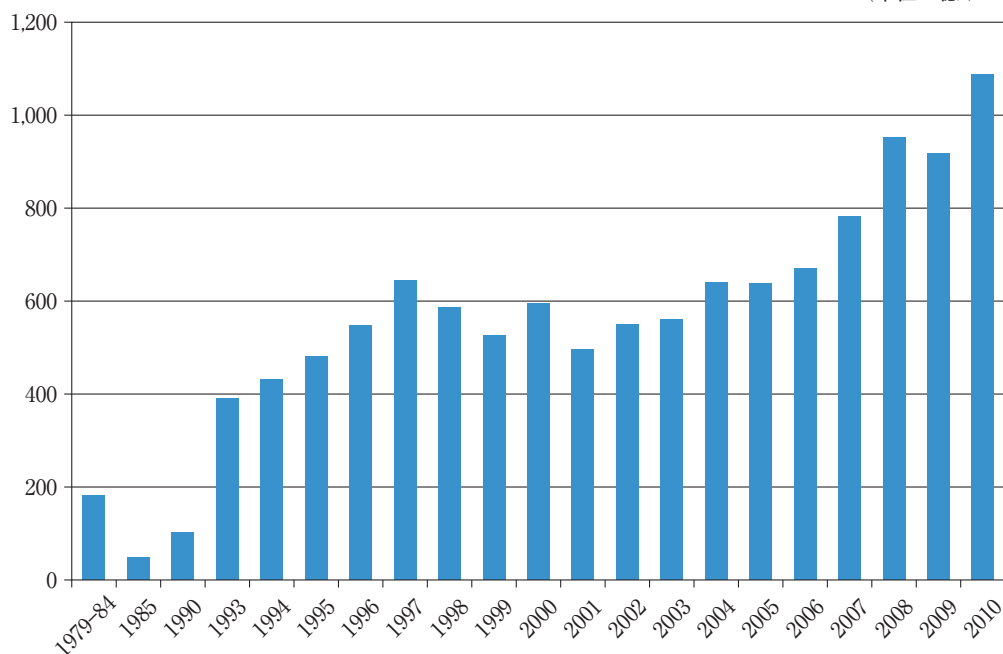
この「天安門事件」により、中国は国際社会から孤立し、G7からの「経済制裁」もあって、改革開放政策は大きく後退することとなった。しばらくは、経済的、社会的な停滞が続いたが、それを打破したのが1992年1月から2月にかけて行われた鄧小平による「南巡」であった。当時87歳であった鄧小平は、武漢、深圳、広州、珠海、上海などの開放都市を視察し、改革開放政策を大胆に推進するよう各地で檄を飛ばした（南巡講話）。これが、全国に伝えられ、萎縮し、沈滞していた経済活動が活性化する契機となった。

鄧小平の南巡は、中国の改革開放政策の第2の出発点とされている。1992年10月に開催された中国共産党第14回大会では、江沢民総書記が、鄧小平の意を踏まえて「社会主義市場経済」の実現を主張し、「市場」を中心とする経済活動を全面的に肯定する立場を明確にした。以後、中国経済は、急成長、急拡大の道を驀進することとなる。

1997年に鄧小平は死去するが、後継の江沢民総書記は、改革開放政策を引き続き推進し、2000年には、中国共産党が、①先進的な社会的生産力、②先進的な文化の発展、③広範な人民

図1 中国における外資導入の推移（実施ベース総額）

（単位：億ドル）



（出典）『中国年鑑』2012年版、中国研究所、2012、p.351. の表「形態別外資導入状況」を基に、筆者作成。

の広範な利益を代表するという「3つの代表論」を唱え、勢力を伸ばしてきた私営企業家を中国共産党に入党させるための根拠とした。

鄧小平は、紆余曲折を経ながらも、条件の許す個人、団体、地域が先に富み、それを全体に行き渡らせるという「先富論」により、経済発展至上主義を貫き、後継者の江沢民総書記、さらにその後を継いだ胡錦濤総書記もその路線を発展させてきた。

中国の外資導入は、鄧小平による南巡以降、飛躍的な増大を見せ、以後1997年のアジア通貨危機及びそれに続く世界経済危機の時期にやや後退した以外は、一貫して増大の一途をたどっている（図1参照）。

2011年の外資による中国への直接投資額は1160億1100万ドルであり、前年の1057億4000万ドルに比べて9.7%増で、過去最高を記録した。金融危機が続く欧米からの投資は減少し、アジア諸国からの投資は活況を呈している。中国への直接投資の上位10か国・地域は、香港（770億1100万ドル）、台湾（67億2700万ドル）、日本（63億4800万ドル）、シンガポール（63億2800万ドル）、米国（29億9500万ドル）、韓国（25億5100万ドル）、英国（16億1000万ドル）、ドイツ（11億3600万ドル）、フランス（8億200万ドル）、オランダ（7億6700万ドル）であった⁽²⁾。

直接投資の分野別内訳を見ると、製造業が前年比5.1%増の521億100万ドル（全体の44.9%）、サービス業が20.5%増の552億4300万ドル（47.6%）であり、サービス業への投資が初めて製造業への投資を上回った。サービス業では、リース、放送・映画、専用機械設備修理、食品・飲料、日用品卸・小売、観光、娯楽サービスなどの業種の伸びが目立った⁽³⁾。

以上概観した外資導入を中心とする改革開放政策が奏功して、中国は2010年には、ついに日本を抜いてGDP世界第2位の地位を占めるに至ったのである。

II 「走出去」戦略の理念

1 「走出去」の登場

「走出去」という言葉は、前述のとおり、一般的には「打って出る、歩み出る」の意味であるが、中国の経済政策に関しては、積極的な対外進出政策を指す。

1990年代後半になって、中国指導部は、対外直接投資に積極的な姿勢を見せはじめた。例えば、江沢民総書記は、1997年9月に開催された中国共産党第15回大会で、対外直接投資について言及し、有力分野の対外投資の奨励、国内と国外の二つの市場と資源の活用必要性を訴えた⁽⁴⁾。

1997年12月24日に開催された「全国外資工作会議」で、江沢民総書記は、初めて「走出去」という表現を使い、海外資本を導入するだけでなく、有力企業は積極的に海外に出て行くべきであると述べたとされる⁽⁵⁾。しかし、この時の江沢民講話は、商品輸出の拡大を図ることに重点を置いており、その後の「走出去」の中心となる企業の海外直接投資などを本格的に奨励したわけではなかったようである⁽⁶⁾。

(2) 大橋英夫「直接投資」『中国年鑑2012年版』中国研究所, 2012, p.187.

(3) 同上

(4) 中井邦尚「中国の貿易・対外投資政策」天野倫文・大木博巳編著『中国企業の国際化戦略—「走出去」政策と主要7社の新興市場開拓』ジェトロ, 2007, p.33.

(5) 高橋五郎「中国経済の走出去（海外進出）の生成と展開」高橋五郎編『海外進出する中国経済』日本評論社, 2008, p.5.

(6) 同上

2 第10次5か年計画（2001年-2005年）

「走出去」を国家戦略として明確化したのは、2001年3月15日に、第9期全国人民代表大会第4回会議で採択された「国民経済と社会発展についての第10次5か年計画要綱」⁽⁷⁾においてであった。

同「要綱」の第17章では、特に1節を設けて、「走出去」政策について、つぎのように規定している。

- ・「走出去」戦略を実施する。
- ・我が国が比較優位にある対外投資を実施し、国際的な経済技術協力の分野、ルート、方法を拡大する。
- ・対外的な請負プロジェクト、労務協力を引き続き発展させる。
- ・競争力で優勢な企業が海外で加工貿易を展開し、製品、サービス及び技術の輸出を行うことを奨励する。
- ・国内に不足している資源を海外で開発し、国内産業構造の調整を促進する。
- ・企業が国外の知力を活用し、海外で研究開発組織、設計センターを設立することを奨励する。
- ・実力のある企業が国境を越えて経営を行い、国際的な発展を実現することを支持する。
- ・海外への投資に対するサービス体制を改善し、金融、保険、為替、税制、人材、法律、情報サービス、出入国管理などの面で「走出去」戦略実施の条件を作る。
- ・海外に投資する企業の法人管理メカニズムと内部統制メカニズムを改善し、対外投資の監督を強化する。

ここに、「走出去」は対外的国家戦略の1つとして明確に位置づけられることとなった。

中国は、直後の2001年11月に、世界貿易機関（WTO）に加盟するが、「走出去」戦略は、それを念頭に置いたうえで、中国経済の国際的な展開を目指して、提起されたものと言えよう⁽⁸⁾。

3 第11次5か年計画（2006年-2010年）

2006年3月16日に、第10期全人代第4回会議で採択された第11次5か年計画⁽⁹⁾では、「走出去」戦略について次のように規定している（第37章第1節）。

- ・条件のある企業が対外直接投資を行い、国境を越えた経営を行うことを支持する。
- ・優勢な産業を重点として、企業が海外で加工貿易を展開するよう導き、製品の原産地の多元化を促進する。
- ・複数の国からの購入、資本参加、上場、合作連合などの方式で、我が国の多国籍企業を育成し、発展させる。
- ・相互補完、平等互恵の原則に基づき、海外資源の協力開発を拡大する。
- ・企業が海外のインフラ建設に参加し、工程の請負水準を高め、労務協力を発展させることを奨励する。
- ・海外投資の促進と保障のシステムを改善し、海外投資に対する総合調整、リスク管理、海外国有資産への監督を強化する。

(7) 「中华人民共和国国民经济和社会发展第十个五年计划纲要」2001.3.18. 人民ネット〈<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/16/20010318/419582.html>〉（本稿のURLは、すべて2012年7月15日現在である。）

(8) 高橋 前掲注(5), p.5.

(9) 「中华人民共和国国民经济和社会发展第十一个五年规划纲要（全文）」2006.3.16. 新華ネット〈http://news.xinhuanet.com/misc/2006-03/16/content_4309517_17.htm〉

前掲の第10次5か年計画と比較すると、製品の原産地の多元化、多国籍企業の育成、協力に基づく資源開発など新しい観点が提起されている。

4 第12次5か年計画（2011年-2015年）

2011年に開始された第12次5か年計画⁽¹⁰⁾では、「現地の民生の改善に資するプロジェクト協力を積極的に展開する」、「『走出去』する企業と対外協力プロジェクトは、社会的責任を履行し、現地の人々の幸福を増進しなければならない」など、従来の5か年計画には見られなかった進出先への配慮がうたわれている。これは、中国の対外進出について、経済の論理を優先して、現地社会の利害関係を無視しているとの批判がある⁽¹¹⁾ことを意識して、現地重視が方針に盛り込まれたものと見られる。同計画の「走出去」政策は、次のような内容である。

- ・市場の導きと企業の自主決定の原則に基づき、各種所有制企業⁽¹²⁾が秩序をもって海外投資協力を展開するよう導く。
- ・国際的なエネルギー資源開発と加工の相互協力を深化させる。
- ・海外で技術開発・研究投資の協力をを行うことを支持し、製造業の有力企業が効果的に対外投資を行い、国際的な販売ネットワークと著名なブランドを確立するのを奨励する。
- ・農業の国際協力を拡大し、海外の工程請負と労務協力を発展させ、現地の民生の改善に資するプロジェクト協力を積極的に展開する。
- ・我が国の大型多国籍企業と多国籍金融機関を徐々に発展させ、国際的な経営水準を向上させる。
- ・海外投資環境の研究を進め、投資プロジェクトの科学的評価を強化する。
- ・総合調整能力を向上させ、各部門にまたがる協調メカニズムを改善し、「走出去」戦略の全体的指導とサービスを強化する。
- ・対外投資の法規体系を速やかに改善し、投資保護、二重課税防止等に関する多国間・二国間の協定を積極的に締結する。
- ・対外投資の促進体系を健全化し、企業の対外投資の利便性の程度を向上させ、我が国の海外での権利と利益を擁護し、各種のリスクを防止する。
- ・「走出去」する企業と対外協力プロジェクトは、社会的責任を履行し、現地の人々の幸福を増進しなければならない。

Ⅲ 「走出去」戦略の展開

1 バックアップ政策

中国政府は、「走出去」政策の実施のために、海外に進出する企業に向けた様々なバックアップ政策を実施している。その主なものを挙げると次のとおりである。

① 海外での企業設立手続きの簡素化

商務部は、海外での企業設立の認可の権限を持っているが、同部は、2004年に135か国での

(10) 「我国国民经济和社会发展十二五规划纲要（全文）」2011.3.17. 新浪ネット〈<http://news.sina.com.cn/c/2011-03-17/055622129864.shtml>〉

(11) 例えば、アフリカに進出した中国ビジネスマンに対する現地の反発について、吉田栄一「中国の対アフリカ経済進出について—政府、企業、商人」『東亜』521, 2010.11, pp.32-42. 参照。

(12) 現在の中国では、国有、集団所有、私有などの企業形態があり、それぞれ「走出去」の主体となっている。

企業設立の認可権限を地方の商務部門に委譲し、提出する書類の数も少なくした⁽¹³⁾。

② 税制面での支援

例えば、企業が対外直接投資で工場を設立し、海外に原材料や部品を持ち込んで加工や組立の事業を行い、国内の輸出を増大させる場合は、輸出関税の免除等の税制上の優遇を行っている⁽¹⁴⁾。

③ 金融面での支援

中国輸出入銀行、国家開発銀行、中国輸出保険信用公司等の政府系金融機関が、優遇ローンや投資保険を提供している。例えば、海外での加工・組立業務に対する優遇金利の融資、資源開発プロジェクトに対する金利の全額補助等が実施されている。企業の対外直接投資を支援するための特別基金を設けている地方政府もある⁽¹⁵⁾。

④ 対外直接投資の審査・許可制度の簡素化

2009年5月1日に商務部が定めた「対外投資管理弁法」が施行され、その結果、投資案件の許認可権限が大幅に地方政府に委譲され、対外直接投資案件の約85%は省レベルの主管部門が扱うこととなった。商務部に直接申請が必要なのは、国交のない国・地域への投資、中国側投資額が1億ドル以上の案件である⁽¹⁶⁾。

⑤ 外貨管理の規制緩和

中国国家外貨管理局は、2009年7月に、対外直接投資における外貨管理規定を公布し、対外直接投資に使用可能な資金についての規制を緩和した。すなわち、その範囲を自己資金だけでなく、借入外貨、人民元からの交換外貨、対外直接投資から得た利益などに拡大した。また、対外直接投資に使用する外貨の管理方式を、事前審査方式から事後登録方式に変更した⁽¹⁷⁾。

⑥ 産業面での対外投資の指導強化

中国政府は、2004年7月、「対外投資国別産業指導目録」を発表し、67か国について、投資の可能性のある分野を具体的に紹介した。その後も、国別・産業別のきめ細かな産業指導を行っている⁽¹⁸⁾。

⑦ 対外投資促進に向けた情報提供・支援活動の強化

中国政府は、商務部を中心に、対外投資の促進に向けた情報提供を積極的に行っている。

例えば、商務部のサイト⁽¹⁹⁾には、対外直接投資に関する統計情報、中央政府の政策、各国の投資環境、各国の税制、海外での具体的な投資案件などが掲載されている。

商務部は、各国の在外公館の商務関係部門、在外商工会議所・企業から、投資・経営上の問題についての報告を受け、その情報を公表している。また、海外進出企業のビジネス上の問題点について、相談にのっている⁽²⁰⁾。

2 対外直接投資の推移

21世紀に入り、中国の対外直接投資は、「走出去」戦略のもと、着実な増加を見せている。

(13) 中井 前掲注(4), p.34.

(14) 方曉霞「中国企業の海外進出の展開」『法政大学小金井論集』8, 2011.12, p.146.

(15) 同上

(16) 同上, pp.146-147.

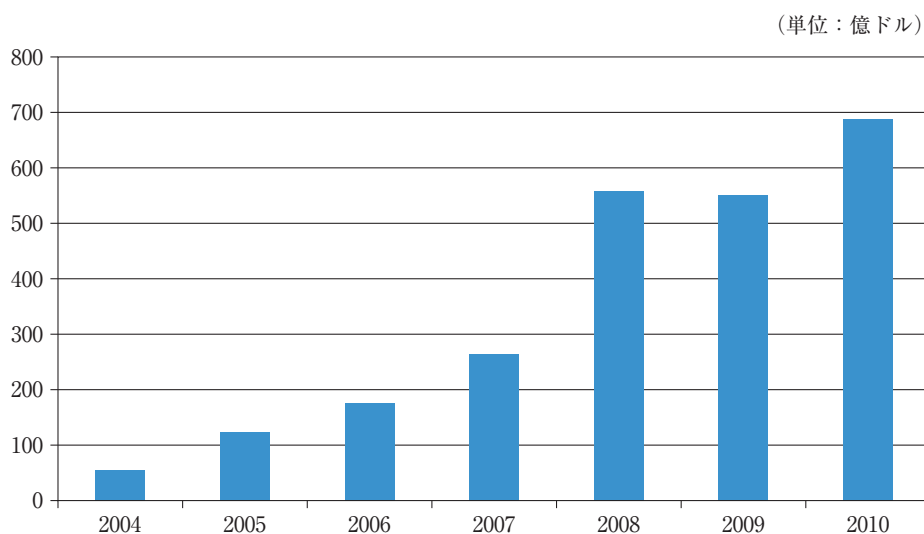
(17) 同上, p.147.

(18) 中井 前掲注(4), pp.35-36.

(19) 商務部サイト〈<http://www.mofcom.gov.cn/>〉

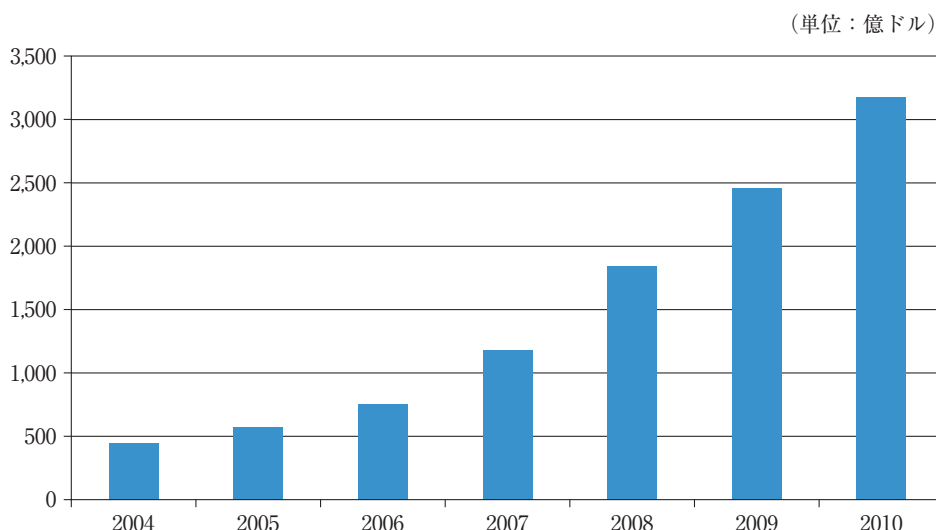
(20) 中井 前掲注(4), p.37.

図2 中国の対外直接投資の推移（フロー）



(出典) 21世紀中国総研『中国情報ハンドブック2011年版』蒼蒼社, 2011, p.492. の表「中国の対外直接投資トップ10（2004～2009年フロー）」；方曉霞「中国企業の海外進出の展開」『法政大学小金井論集』8, 2011.12, p.131. を基に、筆者作成。

図3 中国の対外直接投資の推移（ストック）



(出典) 21世紀中国総研『中国情報ハンドブック2011年版』蒼蒼社, 2011, p.492. の表「中国の対外直接投資トップ10（2004～2009年ストック）」；方曉霞「中国企業の海外進出の展開」『法政大学小金井論集』8, 2011.12, p.131. を基に、筆者作成。

年間の投資額（フロー）は、2002年には27億ドルであったのが、2005年122.6億ドル、2009年565.3億ドルと増加している（図2参照）。投資額の増加に伴い、累積の投資額（ストック）も着実に増加している（図3参照）。

2010年末までに、中国は総計178か国・地域に、16,000社の企業を設立し、投資した国・地域のは数は全体の72.7%に達した。地域別に見ると、アジアと中南米が中国の対外直接投資の集中地域となっており、投資額（ストック）は、アジアが2281.4億ドル（全体の71.9%）、中南米が438.8億ドル（同13.8%）である。一方、欧米先進国に対しては、298.1億ドル（同9.4%）であった⁽²¹⁾。

表1は、2009年、2010年の上位10か国・地域に対する中国の投資額（ストック）と構成比で

(21) 方 前掲注(14), p.132.

表1 中国の対外直接投資累計残高トップ10 (2009年、2010年)

	2009年			2010年		
	国・地域	ストック (億ドル)	構成比 (%)	国・地域	ストック (億ドル)	構成比 (%)
1	香港	1644.99	66.9	香港	1990.56	62.8
2	英領ヴァージン諸島	150.61	6.1	英領ヴァージン諸島	232.43	7.3
3	ケイマン諸島	135.77	5.5	ケイマン諸島	172.56	5.4
4	オーストラリア	58.63	2.4	オーストラリア	78.68	2.5
5	シンガポール	48.57	2.0	シンガポール	60.69	1.9
6	米国	33.38	1.4	ルクセンブルク	57.87	1.8
7	ルクセンブルク	24.84	1.0	米国	48.74	1.5
8	南アフリカ	23.07	0.9	南アフリカ	41.53	1.3
9	ロシア	22.20	0.9	ロシア	27.88	0.9
10	マカオ	18.37	0.7	マカオ	22.29	0.7

(出典) 21世紀中国総研編著『中国情報ハンドブック2011年版』蒼蒼社, 2011, p.492.; 方曉霞「中国企業の海外進出の展開」『法政大学小金井論集』8, 2011.12, p.133. を基に、筆者作成。

表2 中国の対外直接投資の業種別構成比
(2012年末、ストック)

業種	構成比 (%)
リースとビジネスサービス	30.7
金融業	17.4
採鉱業	14.1
卸売・小売業	13.2
交通・運輸・倉庫・郵政業	7.3
製造業	5.6
建設業	1.9
その他	7.5

(出典) 方曉霞「中国企業の海外進出の展開」『法政大学小金井論集』8, 2011.12, p.132. の図2「中国直接投資先の業種別構成比 (2010年末、ストック)」を基に、筆者作成。

ある。これによると香港への投資が一番多く、2010年で62.8%を占めている。次は、英領ヴァージン諸島やケイマン諸島で、これらいわゆるタックス・ヘイブン⁽²²⁾への投資も多い。更に、資源国であるオーストラリアが続いている⁽²³⁾。

2010年末における中国の対外直接投資累計(ストック) 3172.1億ドルのうち、非金融業は82.6%、金融業は17.4%となっている(表2参照)。非金融業では、リースや投資などのビジネス・サービス業が30.7%を占めてトップ、次いで採鉱14.1%、卸売・小売業13.2%が続いている。なお、製造業の累計投資額は、全体の5.6%ではあるが、対前年比108.2%増加しており、伸びは大きい。中国から海外への製造業の進出は、まだこれからといったところである⁽²⁴⁾。

中国が「走出去」戦略を推進するにあたって、その対象となる地域を見ると、次のような傾向があることが指摘されている。すなわち、①資源国の重視(オーストラリア、南アフリカ・ナイジェリア等アフリカ諸国、ロシア等)、②インフラ・製造業向けの投資を通してアセアンとの関係

(22) タックス・ヘイブン (tax haven) は、租税回避地とも呼ばれ、課税が著しく軽減または免除される国や地域を指す。

(23) 方 前掲注(14), p.132.

(24) 同上, pp.131-132.

強化、③先進国の販売網、ブランド、技術力の獲得の本格化、という傾向である⁽²⁵⁾。以下に述べる、「走出去」政策推進の目的に沿って、政策的に對外進出戦略が遂行されていると言えよう。

IV 「走出去」戦略の意義

中国が、21世紀に入って、積極的な對外進出政策を進めている背景としては、次のような要因が考えられる。

① 国内の資源不足の緩和

中国は、1993年に石油の純輸入国となり、以後需要は拡大の一途をたどり、今後とも石油の輸入の増大は不可避と見られている。順調な経済発展を進めるためにも、中国は海外での資源開発を急いでいる。具体的な対応としては、既存の海外石油企業への資本参加、買収、油田買収による自主開発などを進めている。石油に限らず、中国が「走出去」戦略を推進する背景としては、この資源開発・確保の動機が大きいと言えよう⁽²⁶⁾。

② 国内過剰生産力の解消、貿易摩擦の解消

中国国内の過剰な生産力によって、洪水のような商品輸出が行われると、諸外国との間に深刻な摩擦が生まれる。過剰供給問題を処理する有力な手段として、海外直接投資が位置づけられている。商品輸出から資本輸出への動きは、産業国家の通常の変化とも言われている⁽²⁷⁾。

③ 對外収支不均衡の是正

中国では、順調な製品輸出の恩恵を受けて貿易黒字が急増している。また、人民元の為替レートを安定化させるために、常態的に為替介入を行い、その結果として膨大な外貨準備を保有するに至っている。このような貿易収支の黒字の拡大と外貨準備高の増大を是正する必要があり、それが「走出去」政策推進のいわば原動力となっている⁽²⁸⁾。

④ 競争力ある多国籍企業の育成

多国籍企業の有無や数は一国の経済力や国際競争力を示す指標の一つと言われる。中国はGDP世界第2位の経済大国となったが、その規模に比して、世界的な影響力を持つ有力ブランドや有力企業が少ない。「走出去」戦略をとおして、中国政府は、真に国際競争力を有し、世界規模で通用する実力を持つ多国籍企業を育成しようとしている⁽²⁹⁾。

⑤ 産業の高度化

「走出去」戦略の大きな狙いとして、中国内にとどまっていたは得られない外国企業の優秀な面を吸収し、ひいては中国の産業の高度化を図ることが挙げられる。研究開発や技術に関しては、先端的技術をもった海外の企業買収や資本参加をとおして、自社技術の限界突破を目指す。また、海外の近代的な経営管理技術や人材、ノウハウなどを入手しようとの意思もある。さらに、企業の知名度向上、ブランド力向上、あるいは買収・提携企業のブランド力利用を目的とする海外活動もある。これらを総合して、個々の企業価値の向上を図り、ひいては中国産業界の高度化を図るところに、「走出去」戦略の大きな目的がある⁽³⁰⁾。

⁽²⁵⁾ 同上, pp.134-135.

⁽²⁶⁾ 高橋 前掲注(5), pp.8-9.

⁽²⁷⁾ 同上, pp.10-11.

⁽²⁸⁾ 同上, pp.11-13; 方 前掲注(14), pp.143-144.

⁽²⁹⁾ 方 前掲注(14), p.145.

⁽³⁰⁾ 高橋 前掲注(5), p.13-16.

おわりに

中国は、経済社会的発展の現段階における国家的な課題に即した形で、企業の海外進出、対外投資を積極的に奨励し、その支援のために、本稿で「走出去」戦略と呼んできた各種政策を実施している。5か年計画策定にあたって基本的な原則を定め、それを具体化する法規を制定し、政策を策定して、直接的な活動を行う企業をバックアップしている。21世紀に入ってから対外直接投資のパフォーマンスを見る限り、このような戦略は成果を生みつつあると見ることができよう。

中国の「走出去」戦略は、我が国の経済産業全体にも大きな影響を及ぼすものであり、その動向には今後とも注目して行く必要がある。また、中国は我が国とは国情が異なるとはいえ、その合目的的な政策の推進について、参照すべきものは参照して、我が国の国政論議に資する姿勢が求められよう。